

概要版

第3期都城市地域福祉計画 中間見直し版



令和5年4月
都 城 市

1 地域福祉計画の中間見直しの骨子

(1) コロナ禍の影響を踏まえた進捗管理と評価

《コロナ禍の影響》

本計画の取組を評価するに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響は避けては通れないものとなりました。

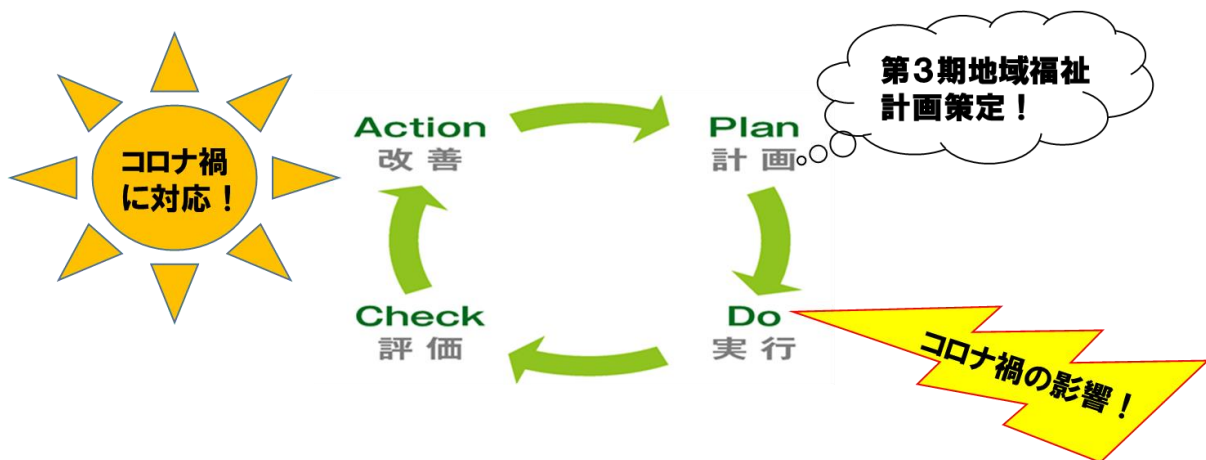
令和2年度の計画期間がスタートしてからというもの、これまで当たり前に行われていた地域活動や行事は、感染拡大防止の観点から自粛、中止を余儀なくされてきました。地域のつながりの希薄化が叫ばれている昨今でしたが、コロナ禍がその状況に拍車をかける形となってしまいました。

相談場面においては、従来実施していたアウトリーチ（訪問）による支援が困難となり、相談者の生活実態の把握がしづらい状況が発生しています。また、生活困窮に係る課題は著しい広がりを見せ、これまで生活困窮などに縁のなかった人達が相談に訪れるなど、従来の相談者層とは異なる対応を求められる場面も増えてきました。さらには、相談支援機関のネットワーク構築のための会議等についても開催が難しくなるなど、連携強化の取組が阻害される要因となりました。

その一方で地域では、コロナ禍でもできることがあるのではないかと、コロナ禍だからこそできることがあるのではないかとといった視点に立ち、新たな取組に向けた動きも見えてくるようになりました。また、相談場面においても、これまで以上に連携の重要性が認識されるようになり、オンラインでの会議を開催するなど、ネットワーク構築のための新たな手法が実践されるようになりました。

《計画の進捗管理と評価》

今回の計画の取組指標に係る評価については、このようなコロナ禍の影響を踏まえて評価・考察を行うものとし、必要に応じて取組指標の修正等を行います。



(2) コロナ禍における再犯防止推進の必要性

第3期地域福祉計画においては、多様な地域生活課題への対応に関する施策として、「再犯防止対策の推進と関係機関との連携」を掲げています。

この背景には、我が国における刑法犯の認知件数及び検挙人員は減少傾向にある中、再犯者の割合は増加しているという現状があります。法務省の令和3年版犯罪白書では、昨年刑法犯で検挙された人のうち、再犯者の割合を示す「再犯者率」は年々増加傾向にあり、令和2年には49.1%とこれまでで最も高い水準になったことが示されています。このことは、コロナ禍によって生じた社会経済活動の悪化による就職難や、地域社会の受け入れ体制に余力がないこと、相談支援機関がひっ迫し対応困難になるなど、少なからずコロナ禍の影響を受けていることは想像に難くありません。

地域共生社会の実現は、誰一人取り残さない地域づくりを目指すものであり、特に地域社会から孤立し、社会復帰に課題を抱えやすい再犯者等に対しては、より重点的な施策を計画していく必要があります。

このような背景から、今回、この地域福祉計画の中間見直しに当たり、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画を包含するものとして位置づけるものです。

(3) コロナ禍における重層的支援体制整備の必要性

コロナ禍は地域活動や相談支援場面において様々な影響を及ぼしました。交流機会の減少による孤立、在宅の時間が増えたことによる家族関係の悪化や負担の増加、就労難を抱える外国籍の方の困窮課題など、新たな地域生活課題が顕在化しています。また、これまで支える側として活躍してきた地域活動の実践者や相談専門職の疲弊感は増大し、必要な支援を実施することが難しくなるなどの悪循環を招く状況もみられています。こうした状況は、まさに地域共生社会の実現に向けて大きな障壁になっているといえます。

この未曾有の課題に対応するためには、地域における住民同士のケア・支え合う関係性を育む視点、相談場面においては相談者の属性、世代、内容にかかわらず包括的に受け止める支援体制、制度の狭間の支援策や社会資源の調整・開発などが必要です。

このような取組を推進する手法として、令和3年4月の改正社会福祉法において「重層的支援体制整備事業」が位置づけられ、本市では令和4年4月から同事業を実施しています。再犯防止推進計画同様に、この地域福祉計画の中間見直しに併せて、社会福祉法第106条の5第1項に基づく、重層的支援体制整備事業実施計画を包含するものとして位置づけるものです。

2 取組の進捗状況と評価

第3期地域福祉計画では、計画の達成状況の確認をするため、施策の柱ごと、重点的な目標に対して指標を設けています。この指標についての市所管課及び社会福祉協議会による実績を集約し、3段階（『順調』～目標値を達成している、『推進中』～目標値には到達していないが取組は実行している、『不調』～取組が実行できていない）で評価を行いました。また、ワーキンググループにおいてコロナ禍を踏まえた評価、考察を行い、必要に応じて成果指標や目標値の見直しを行いつつ、施策の継続的・発展的な推進を図ることとしています。

基本方針1 『分野を超えてみんなで支える体制づくり』

施策の柱

1. 1 相談窓口の充実（第3期地域福祉計画より転記）

◆この施策の柱における取組指標と実績

①市内15地区社会福祉協議会における相談受付件数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
1	114件	297件	360件

実績(令和3(2021)年度)	評価
189件	推進中

②多機関協働包括的支援体制構築事業における専門職資質向上に向けた研修会実施
／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
19	3回	6回	9回

実績(令和3(2021)年度)	評価
0件	不調

施策の柱

1. 2 包括的な支援体制の仕組みづくり

◆この施策の柱における取組指標と実績

①多機関協働包括的支援体制構築事業における複合的な相談の受付件数

／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
24	18件	25件	30件

実績(令和 3(2021)年度)	評価
18件	推進中

②庁内関係各課及び教育委員会関係課等と社会福祉協議会の関係部署との連携に関する会議の開催／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和元(2019)年度見込)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
28	2回	3回	3回

実績(令和 3(2021)年度)	評価
1回	推進中

施策の柱

1. 3 分野を超えたサービスの推進

◆この施策の柱における取組指標と実績

①地域福祉を始めとする出前講座の実施回数／取組主体：福祉課、介護保険課

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
30	18件	25件	30件

実績(令和 3(2021)年度)	評価
6件	推進中

②地域における多世代交流ができるサロンの設置数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
35	8か所	10か所	12か所

実績(令和 3(2021)年度)	評価
6か所	推進中

施策の柱

1. 4 ソーシャルワーク等人材の専門性向上

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①障がい者（児）基幹相談支援センターにおける福祉系専門職に対する研修会の開催回数／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
36	6回	9回	12回

実績(令和 3(2021)年度)	評価
2回	推進中

施策の柱

1. 5 社会福祉協議会の組織基盤の強化

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①理事会の開催回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
44	年2回	年6回	毎月開催

実績(令和 3(2021)年度)	評価
5回	推進中

- ②地区社会福祉協議会事務局開設日数／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
54	1回／週	1.5回／週	2回／週

実績(令和 3(2021)年度)	評価
1回／週	推進中

2 基本方針2『共に支え合うお互い様の地域づくり』

施策の柱

2. 1 地域福祉の応援団の確保

◆この施策の柱における取組指標と実績

①地域で活動するボランティア人材の養成講座の開催回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
76	3回	6回	8回

実績(令和3(2021)年度)	評価
3回	推進中

②地域資源であり、地域の支援団体にもなり得るNPO法人等の活動団体に市民公益活動支援事業により支援する事業数／取組主体：地域振興課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
82	17事業	20事業	20事業

実績(令和3(2021)年度)	評価
17事業	推進中

施策の柱

2. 2 地域でつながる機会の充実

◆この施策の柱における取組指標と実績

①地域交流の場となる「こけないからだづくり講座」の開催か所数

／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
89	233か所	250か所	250か所

実績(令和3(2021)年度)	評価
257か所	順調

②災害時の地域の支援体制づくりのための避難行動要支援者名簿の提供（協定締結）

団数／取組主体：福祉課

取組No.	基準値(令和元(2019)年度)見込	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
110	3団体	9団体	15団体

実績(令和3(2021)年度)	評価
19団体	順調

施策の柱

2.3 生活困窮者支援の充実

◆この施策の柱における取組指標と実績

①生活困窮者の支援のためのフードバンク収集量／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
115	373kg	400kg	450kg

実績(令和3(2021)年度)	評価
—	順調

②子どもの学習支援等の実施か所数／取組主体：社会福祉協議会、こども課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
125	12か所	15か所	16か所

実績(令和3(2021)年度)	評価
16か所	順調

3 基本方針3『一人ひとりを支える基盤づくり』

施策の柱

3. 1 社会参加の機会の確保・創出

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①障がい者の就労や継続就労を支援する就労定着支援事業の取組について説明を行った企業等の数／取組主体：福祉課

基準値(令和元(2019)年度見込)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
30社	45社	60社

実績(令和3(2021)年度)	評価
59社	順調

- ②毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の18歳以上3,000人を対象）「性別や年齢を問わず、働きたい人が仕事につきやすい環境（相談体制等）が整っていると思いますか。」において、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
12.5%	13.7%	15.1%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況 参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
—	推進中

施策の柱

3. 2 社会福祉法人の地域における取組の推進

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①社会福祉協議会や関係機関と連携・協働しながら地域の総合相談や経済的援助の公益的な取組を行う安心セーフティネット事業の登録法人の数

／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
143	28法人	31法人	34法人

実績(令和3(2021)年度)	評価
32法人	順調

施策の柱

3. 3 子どもがいきいきと成長できる環境

◆この施策の柱における取組指標と実績

①学校と連携・協働で福祉教育を実施した回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和元(2019)年度)見込	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
144	74回	90回	100回

実績(令和3(2021)年度)	評価
58回	推進中

②毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の18歳以上3,000人を対象）
「子育てしやすい、又は子育てにやさしいまちだと思いますか。」において、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
38.4%	39.7%	45.0%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
54.8%	順調

施策の柱

3. 4 「その人らしく」生きるための支援

◆この施策の柱における取組指標と実績

①権利擁護としての都城市成年後見ネットワークの取組による相談会や福祉等関係者との意見交換会の開催地区数（累計）／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
160	4地区	8地区	15地区

実績(令和3(2021)年度)	評価
2地区	推進中

- ②「人生会議」の周知やエンディングノートの普及・啓発のための住民への出前講座の実施回数／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(令和元(2019)年度見込)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
166	25回	30回	35回

実績(令和3(2021)年度)	評価
5回	推進中

施策の柱

3. 5 多様な地域生活課題への対応

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の18歳以上3,000人を対象）
「今の都城市を住みやすいと感じていますか。」において、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
88%	88.2%	88.5%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
—	推進中

- ②毎年実施される「市民意識調査」における設問「これからも都城市に住み続けたいですか。」において、「現在住んでいるところに住み続けたい」「市内の別の地域にすみたい」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
79.4%	79.6%	79.9%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
83.0%	順調

3 都城市再犯防止推進計画

(1) 趣旨・目的

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、嗜癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱え、罪を犯してしまった人達の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。とりわけ、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要であるといえます。

こうした中、平成 28 年 12 月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第 4 条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務（第 8 条第 1 項）が課されました。

宮崎県においては、県庁内の関係部局を始め、国の機関や関係団体等と連携しながら、犯罪をした人等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの人に対する県民の理解促進などの対策を実施していくことにより、宮崎県の再犯防止の推進を図るため令和 2 年度を初年度とする宮崎県再犯防止推進計画が策定されています。

このような背景を踏まえ、本市においても犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的・包括的に計画し、誰一人取り残さない地域社会をつくっていくことを目的とした「都城市再犯防止推進計画」を策定するものです。

(2) 本市の再犯防止推進計画における重点課題

① 就労・住居の確保

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

③ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

4 再犯防止施策の取組内容

(3) 再犯防止施策の取組内容

【就労・住居の確保】

No.	取組内容	所管
1 (171)	保護司会に対する研修等活動費補助や「社会を明るくする運動」の推進	福祉課
2	建設業者等級別格付の評価項目として、協力雇用主として保護観察所に登録されていることや、保護観察又は更生緊急保護の対象者の雇用を行ったことを加算	契約課
3 (172)	矯正施設出所者への就労支援として地域の多様な事業者に対する協力雇用主制度の周知に向けた検討	商工政策課 福祉課 社会福祉協議会
4 (173)	地域生活定着支援センターとの情報共有の機会の創出	社会福祉協議会
5 (174)	司法に携わる関係機関や矯正施設の社会復帰を調整する福祉の専門職との連携による、出所前からの住まいと就労支援に向けた継続的支援の検討	社会福祉協議会
6 (175)	生活自立相談センターの生活困窮者支援による個人に適応した役割の創出（就労やボランティア活動）、福祉サービスの利用支援	社会福祉協議会
7	出所した後に帰る家のない人が自立できるまでの間、一時的に住むことのできる「自立準備ホーム」に関する協議検討	福祉課 社会福祉協議会

() の数字は地域福祉計画に元々位置付けていたもの

【保健医療・福祉サービスの利用の促進】

No.	取組内容	所管
8	基幹相談支援センターによる障がい特性に応じた福祉サービスの利用支援と医療機関との連携	社会福祉協議会
9	精神障がい者の地域定着に向けた支援と精神科病院との連携	社会福祉協議会 福祉課
10	地域生活定着支援センターとの情報共有の機会の創出（再掲）	社会福祉協議会
11	認知症等に起因して罪を犯す高齢者に対して、地域包括支援センターや民生委員等の連携による地域生活を基盤とした継続的な支援の提供	社会福祉協議会 介護保険課 福祉課

12	福祉サービス事業者に対する意識醸成のために実施されているセミナーや研修会の情報発信	社会福祉協議会 介護保険課 福祉課
----	---	-------------------------

【民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進】

No.	取組内容	所管
13	保護司会の広報活動への協力	福祉課
14	保護司の人材確保に向けた情報発信や周知	福祉課
15	警察、都城地区地域安全協会等と連携し、特殊詐欺等の防犯情報の発信	総務課
16	日本更生保護協会が実施する「立ち直り応援基金」制度の周知	福祉課
17	広報紙やホームページを活用した再犯防止の取組を地域で実施している民間ボランティアについての紹介	福祉課
18	福祉サービス事業者に対する意識醸成のために実施されているセミナーや研修会の情報発信（再掲）	福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

(4) 再犯防止推進計画の進捗管理・評価

再犯防止推進計画の進捗管理と評価については、地域福祉計画の見直しに併せて行うこととします。今回位置付けた施策の取組については成果指標を設けていませんが、各取組については進捗管理及び考察を行うこととし、第4期地域福祉計画策定時には、再犯防止推進計画独自の成果指標を位置付けるよう検討を進めていきます。

◆宮崎県再犯防止推進計画の成果指標・目標値（参考）

【成果指標】新受刑者中の再入所者（※）数

基準値 59.2人（平成26年から平成30年までの平均値）

※犯行時の居住地が宮崎県である者の数

目標値 50人（令和5年1月から12月までの再入所者数）

（上記基準値から15%程度の減少を目指します。）

4 都城市重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 趣旨・目的

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月1日から施行されています。

本市においては、第3期地域福祉計画の基本理念である「自然とふれあい、人を思いやり、共に支え合うまち」「安心して健康にずっと暮らしつづけたい“ふくしのまち”都城」を実現するために、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

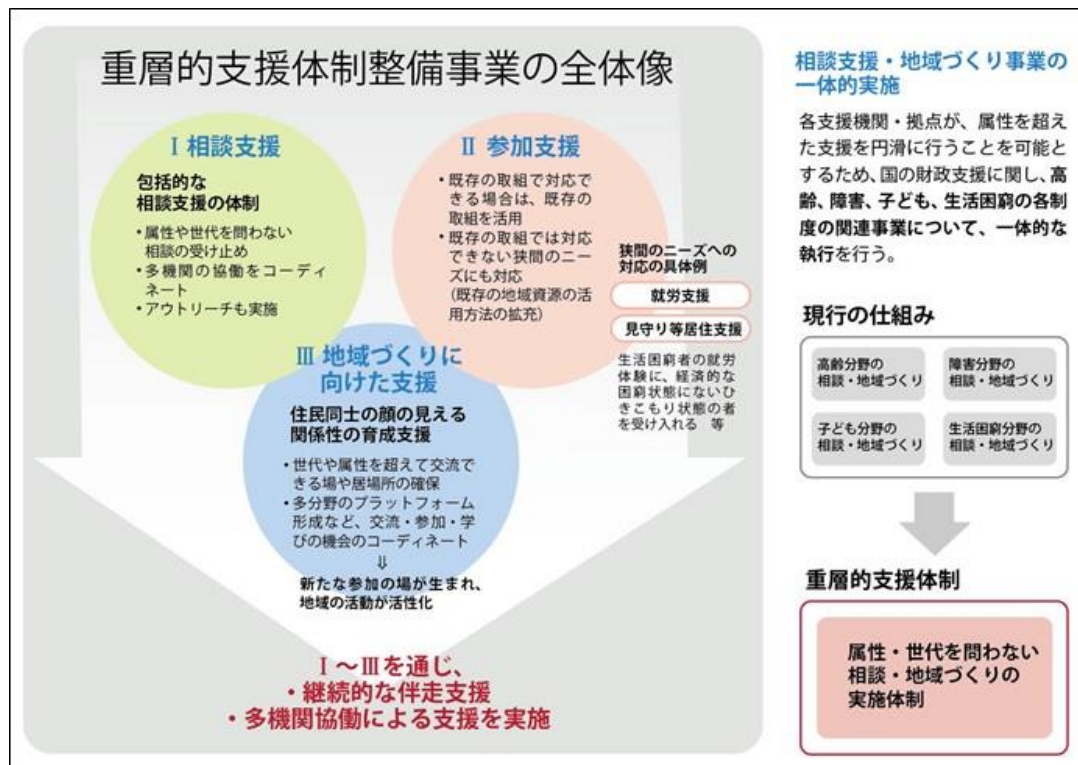
今回、地域福祉計画の中間見直しに合わせて、重層的支援体制整備事業をより効果的に実施していくための「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置付けるものです。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、『アウトリーチの充実を含めた分野横断的な相談支援』、『狭間のニーズに対応する参加支援』、『世代や属性を超えた地域づくりに向けた支援』を事業の柱とし、この3つの支援を一層効果的・円滑に実施するための『多機関協働による支援者の支援』を含めて、一体的に実施することとしています。

この取組により、従来、分野（介護、障がい、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりが、属性・世代を問わない相談・地域づくりへと変化し、重層的支援体制の構築へとつながっていきます。

◆重層的支援体制整備事業の全体像



広報誌「厚生労働」2021年4月号より

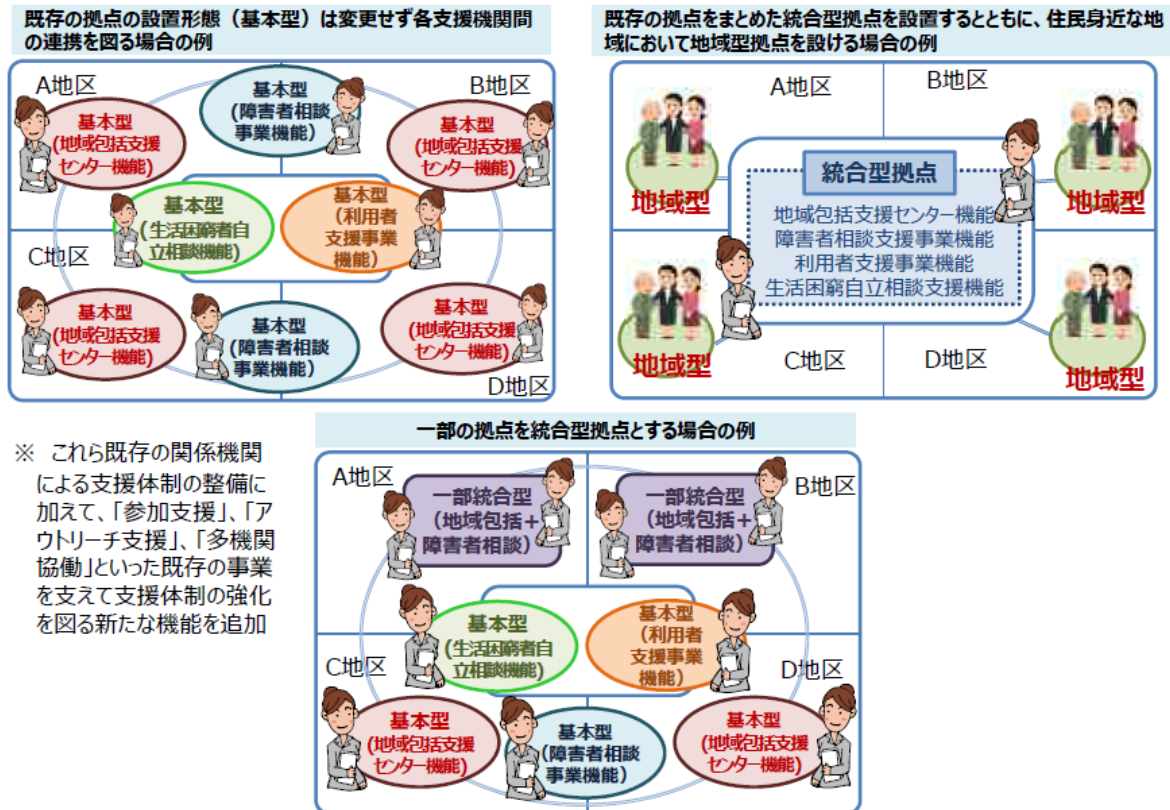
(3) 重層的支援体制整備事業の実施体制

重層的支援体制整備事業の実施（設置）形態については、既存の各分野の拠点のまま、他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップの総合窓口（拠点）を設けるものなど、様々な形態が想定されています。どのような実施形態とするかは、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、その強みを生かす体制を各市町村において検討することとしています。

◆重層的支援体制整備事業の実施形態

類型	内容
基本型事業・拠点	各分野の事業をそれぞれで実施する既存の形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の対応や、他の支援機関へのつなぎなど、関係機関同士で連携を図りながら、住民の様々なニーズに対応する。
統合型事業・拠点	複数分野（介護・障がい・子ども・生活困窮）における既存の各事業を集約して支援を実施する形態。 必ずしも4分野全てを統合する必要はない。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談に応じる形態。住民自身が担い手となることも想定される。

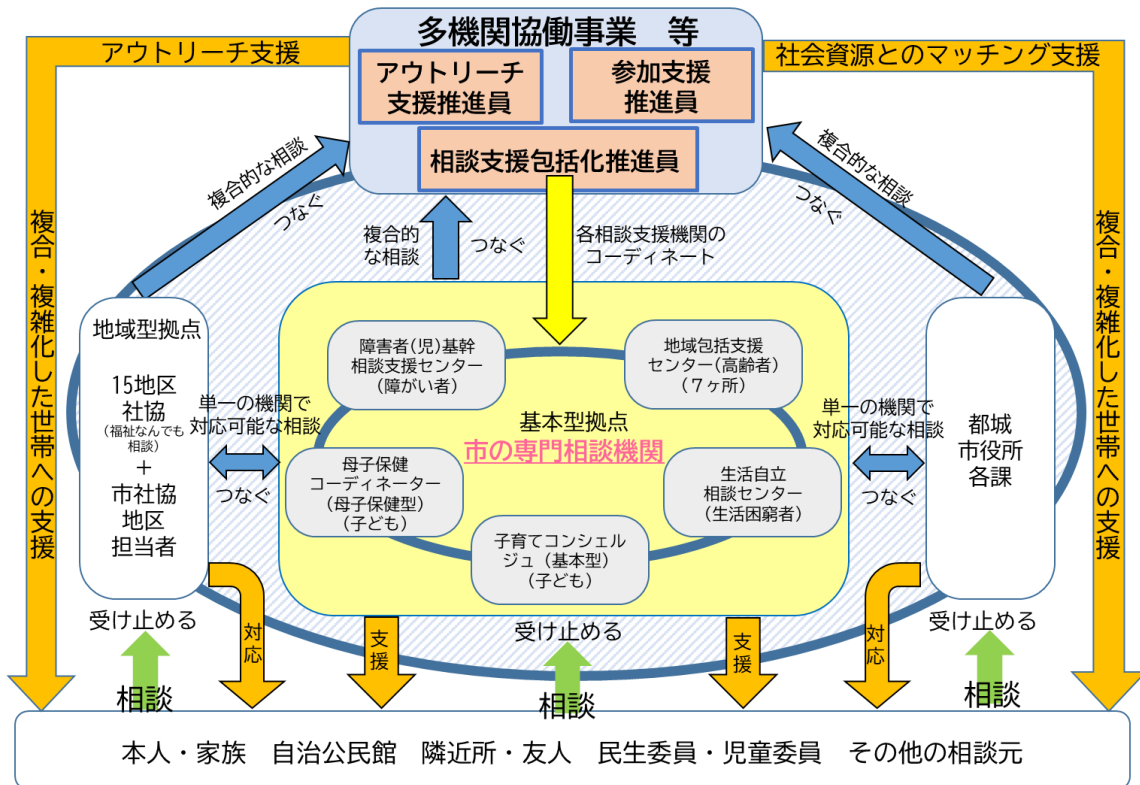
拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例



厚生労働省 社会・援護局 研修資料より

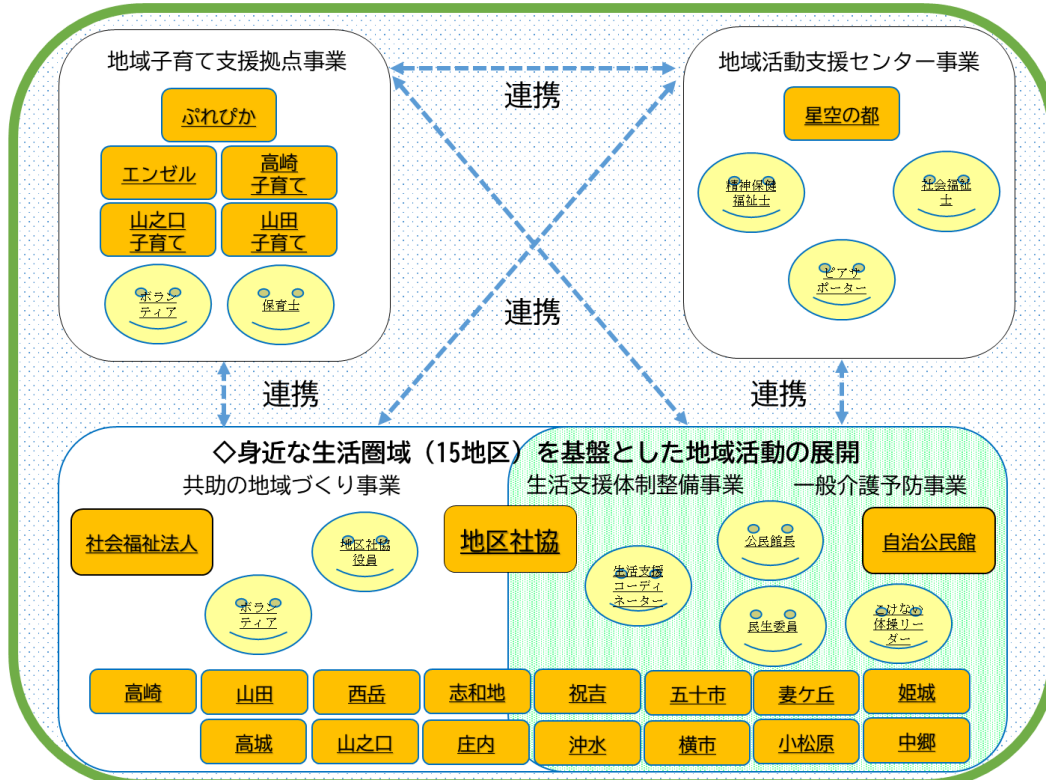
◆包括的相談支援事業【基本型＋地域型】

■「断らない相談支援体制」の構築（本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援）

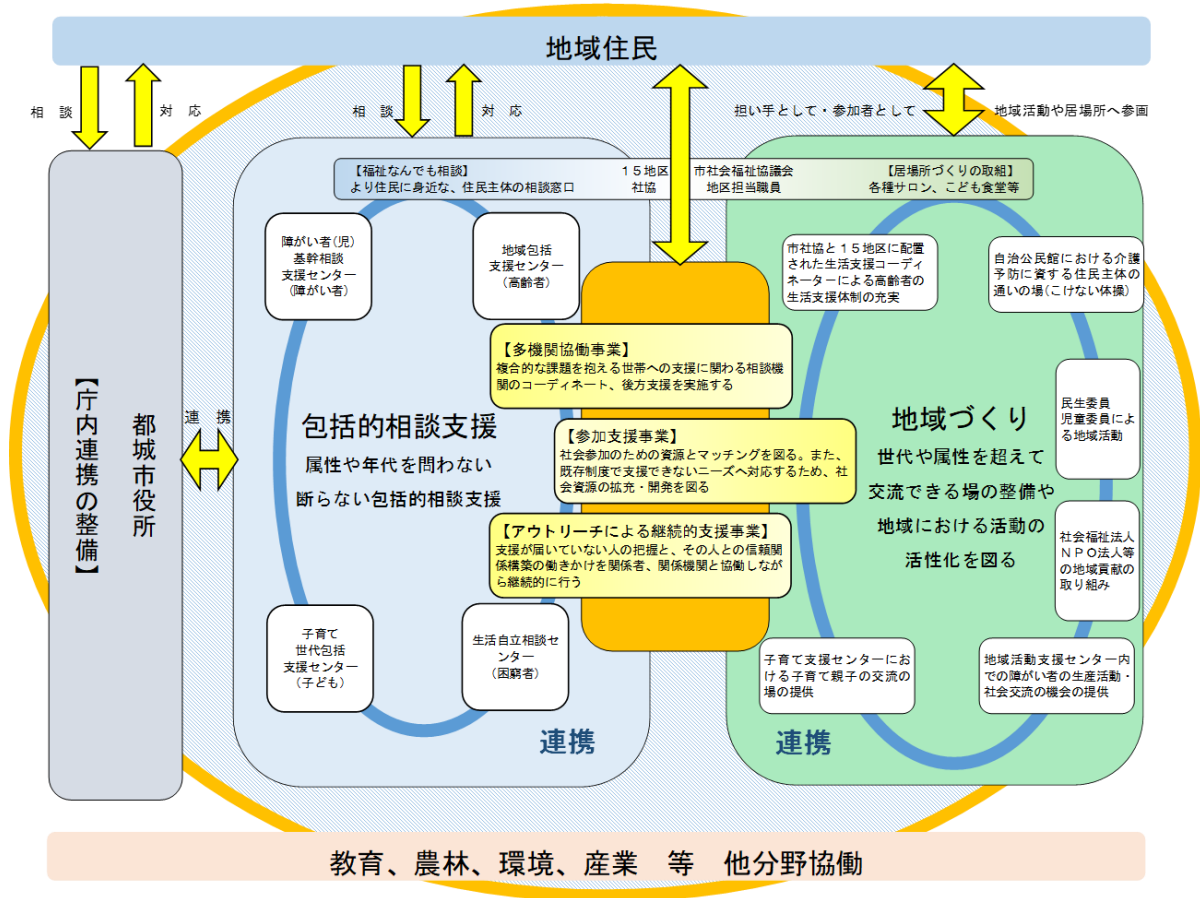


◆地域づくり事業【基本型＋一部統合型】

■多様な地域活動が生まれやすい環境整備（「人と人」「人と居場所」をつなぐ地域づくり）



■本市における重層的支援体制整備事業の全体像（イメージ）



(4) 重層的支援体制整備事業の進捗管理・評価

地域福祉計画内の各種施策に掲げている取組指標のうち、重層的支援体制整備事業に関するものについての進捗管理を行い、地域福祉計画の見直しに併せて評価を実施していきます。第4期地域福祉計画策定時には、改めて重層的支援体制整備事業の取組として成果指標を位置付けるよう検討を進めていきます。

◆重層的支援体制整備事業に関する地域福祉計画内の取組指標

取組No.	取組内容	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
1	市内15地区社会福祉協議会における相談受付件数	297件	360件
19	多機関協働事業による重層的支援会議の開催回数	6回	9回
24	多機関協働事業における複合的な相談の受付件数	25件	30件
28	庁内関係各課及び教育委員会関係課等と社会福祉協議会の関係部署との連携に関する会議の開催	3回	3回
35	地域における多世代交流ができるサロンの設置数	10か所	12か所
89	地域交流の場となる「こけないからだづくり講座」の参加人数	3,420人	4,223人
115	生活困窮者の支援のための食料提供等の協力企業数	12社	15社
143	社会福祉協議会や関係機関と連携し・協働しながら地域の総合相談や経済的援助の公益的な取組を行う安心セーフティネット事業の登録法人の数	31法人	34法人



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

第3期都城市地域福祉計画中間見直し版

【概要版】

2023（令和5）年4月

都城市福祉部福祉課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2980（直通）FAX 0986-24-1188